

児童虐待の 防止に向けて

社会福祉協議会の実践



はじめに

今日、児童虐待をめぐる問題は極めて深刻である。児童相談所の相談処理件数は平成14年度に約2万4千件にのぼり、また、福祉事務所や保健関係機関からの通告や死に至る事例の増加がみられるなど、防止に向けた対応が早急に必要とされている。

こうした中であって、これまでいくつかの市区町村社会福祉協議会（以下、「市区町村社協」）において子育て世帯への訪問活動や子育て相談、住民や親に対する啓発事業等、児童虐待防止のための取り組みを行ってきた。

全国社会福祉協議会は、平成14年度より、同年に創設した「社会福祉協議会活動振興基金」で助成による支援事業の一つとして、市町村社協等における自主的、主体的な児童虐待防止のための活動を全国的に普及、推進するため「児童虐待防止事業」を実施している。

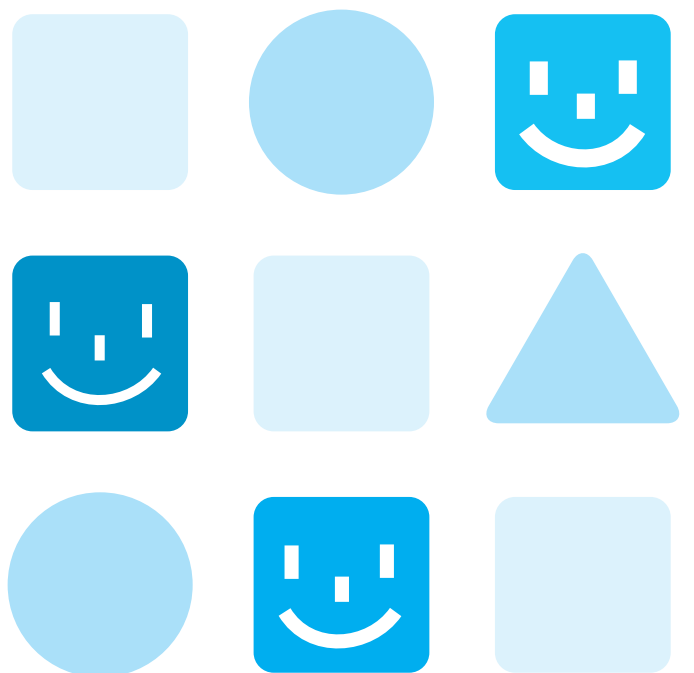
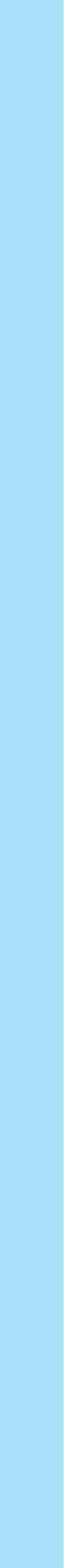
本実践事例は、平成14・15年度の2年間、継続して助成を行った53市区町村社協の活動をまとめ、あわせて、児童虐待防止活動の推進にあたってのポイントや民生委員・児童委員協議会、児童福祉施設等の活動内容を紹介している。

本冊子を参考に、市区町村社協において児童虐待防止事業の必要性、民生委員・児童委員および児童福祉施設等との連携の必要性についてご理解いただき、地域の特性に応じた児童虐待防止のための活動を推進いただければ幸いである。

最後に、本事例集の作成にあたって、快く取材・資料提供にご協力いただいた各市区町村社協の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成16年4月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会



もくじ

はじめに

社協における児童虐待防止事業推進のポイント	4
-----------------------	---

実践事例	8
------	---

住民相互の子育て支援の展開《富山県大沢野町社協》／ 8

メディアを通じた地域住民への啓発活動《奈良県下市町社協》／12

ホームページを通じた子育てサロン事業の展開と情報交換《石川県津幡町社協》／16

障害者世帯に対する家事支援《沖縄県宜野湾市社協》／20

地域の事情に応じた子育て支援《香川県琴平町社協》／ 24

社協、民児協、児童福祉施設における児童虐待防止に向けた取り組み	28
---------------------------------	----

社協における子育てサロンの取り組み／28

民児協の取り組み／30

児童福祉施設の取り組み／32

児童虐待防止事業実施社協の活動一覧	34
-------------------	----

社協における 児童虐待防止事業推進のポイント

児童相談所に寄せられる児童虐待の相談処理件数は、児童相談所統計に「虐待」の分類が設けられた平成2年度に1,101件であったのに対し、平成14年度は、23,738件と増加している。また、平成12年11月には、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が議員立法で成立。平成16年4月には、児童虐待を早期発見するための通報義務の拡大等を盛り込んだ改正法案が国会に上程され、同4月に可決された。

児童虐待は子どもへの人権侵害であり、一度起きてしまうと、子どもの心に深い傷を残し、人格形成に重篤な影響を与え、時には知的発達の遅れを引き起こし、情緒や行動面にも深刻な問題をもたらす可能性がある。場合によっては、生命をも脅かすことになりかねない。また、児童虐待は特別な親、特別な子どもに限られたものではなく、誰にでも起こり得る問題である。近所づきあいや親戚関係を通じた援助関係の希薄な現代社会で、孤独や不安を抱えながら子育てしている全ての親子に関わる問題であるともいえる。

虐待の防止を図るためには、児童虐待への地域住民の正しい理解が不可欠であるとともに、この問題を社会全体のものとしてとらえ、親子を支えていくことの必要性を認め、行動に移していかなければならない。こうしたことから、地域における児童虐待の防止事業の推進は、社会福祉協議会（以下、「社協」）にとっても喫緊の課題となっている。

虐待防止の三段階と社協の取り組み

1 第一段階「虐待の発生予防」

子育てが困難である状況がすぐに虐待に結びつくわけではないが、援助がされないままに発展して、それが虐待に至る場合もありえる。何らかの不安をかかえている家庭に対して日常的に援助する仕組みを、それぞれの地域で構築することが必要である。

2 第二段階「早期発見、早期対応」

起きてしまった虐待の影響を最小にとどめるためには、実効的な発見・通告のシステムを整えるとともに、介入・保護を迅速に行うことが必要である。児童虐待は、「いつでも」「どこでも」「どんな人でも」遭遇する可能性があり、児童虐待に気づいた時の初期対応は、その子どもと家族を救うために非常に重要となる。

3 第三段階「再発防止」

虐待を受けた子どもへの援助に加えて、子どもを虐待する親への援助が必要とされており、児童養護施設や乳児院など、専門機関を中心にした取り組みが行われている。

広報・啓発のような予防活動や早期発見・早期対応といった第一・第二段階においては、すでに積極的に取り組んでいる社協も見られる。一方で、社協における児童虐待防止への取り組みはまだ端緒にすぎたばかりであり、第三段階の再発防止のために社協が何をできるかは、今後の課題ともいえる。以下に、社協における児童虐待防止事業推進のポイントや留意点についてまとめることとする。

なお、児童虐待防止事業の効果を短期的に測るのが難しいことは言うまでもなく、長期的な視野のもと不断の努力を積み重ねていくことこそが、社協における本事業の推進に最も必要とされる姿勢であることをつけ加えておきたい。

虐待防止の推進のポイント

1 地域社会への広報・啓発

改正児童虐待防止法では、国及び地方公共団体の責務として、「児童虐待の防止に資するため、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めるものとする」と定められている。社協はこれまで、ふれあいのまちづくり事業等を通じ、相談から問題解決までの一貫した総合相談の機能を有し、地域の住民が互いに支えあう福祉活動への参加をすすめてきた。地域福祉活動の中心的役割を果たすことを使命としてきたことから、その経験を活かし地域住民に対する児童虐待の啓発に取り組むことが求められる。

すでに社協で取り組まれている事例として、児童虐待の啓発用パンフレットの作成・配布、ホームページや有線放送などの各種媒体を活用した呼びかけ、講演会や研修会などの実施があげられる。具体的には、虐待の定義や、虐待としつけの違い、虐待の種類、虐待を引き起こしている背景や要因、児童虐待による影響、通告義務や相談窓口の役割について、理解を深めてもらうよう働きかけている。なかには、虐待の対象となりえる子ども自身の人権意識を育てることによって、虐待から身を守る方法を教えるプログラムを、NPO(民間非営利組織)や地域の草の根的なボランティア活動団体等と協働で企画・実施しているところもある。



2 子育て・子育て支援

児童虐待を育児の問題としてとらえるならば、育児を行う環境を安定させる生活支援や育児負担の軽減等の様々な子育て支援が、虐待予防として最も重要なことといえる。なぜなら、児童虐待は育児困難な状況が重なった結果として起こる現象であり、児童虐待という行為の背後には、本人自身が意識しているかどうかは別として、子どもを虐待するという形でしか「心の叫び」を表現できない者の葛藤と苦悩が存在しているからである。

ただし、自分から支援を求められない親や子どもも存在するため、社協がこれまで積極的に取り組んできた小地域ネットワークや見守り活動などで得たノウハウを活かし、潜在しているニーズや課題にきめ細かく関わり、対応していくことが期待される。

社協では、次に示すような子育て・子育て支援に取り組まれている。

■相談活動

あらゆる地域の場面において、気軽に相談や支援を求めることのできる子育ての環境が必要とされていることから、電話等の育児相談や家庭訪問などによって、支援を必要とする人に早く気づいて対応することで虐待の芽をつむよう努めている社協が見られる。これらでは、大人向けの相談窓口だけでなく、子どもからの相談を受け入れる窓口や専用回線による子ども向けのホットラインを設置しているところもある。



■居場所づくり

●親子の居場所（子育てサロン）

乳幼児を抱える親子等が集う子育てサロンの立ち上げや運営支援に取り組む社協も急増している。育児に対する不安やストレスを解消することで保護者が安定して子どもと関わることができ、そのことが子どもの成長や発達に良い影響を与える効果がみられる。

●子どもの居場所

保護者が子どもの面倒を十分にみられないときや、放課後や夏休みなど長期休暇中などに、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進している社協の例もある。

また、地域の人々とのふれあいのもとにスポーツや文化活動などを行ったり、ボランティアの自宅で子どもを保育したりといった、住民同士の相互支援活動をコーディネートしている社協もある。

■研修事業

若い世代の親などを対象に、子どもとのコミュニケーションのとり方や、生活設計に必要な金銭感覚を身につける講座など、親が親としての力を備えることができるように支える事業を実施している社協もある。そのほか、思春期の子どもを対象に、妊婦

や乳幼児と接する機会を設けることで子育てを体験し、命の大切さを実感できるような取り組みもなされている。

3 ネットワークの構築

児童虐待の問題を解決していくには、社協単独では限界がある。児童相談所や保健センター、児童福祉施設などをはじめとする地域の関係機関と連携・協力し、役割を明確にして取り組むことが重要となる。たとえば、児童虐待が疑われた場合、まず情報の収集が必要となるが、それぞれの関係機関が持ち合わせている情報を提供しあうことで、多角的で信頼性の高い状況把握が可能となる。さらに、その後の対応策の検討にあたっては、関係機関が集まって事例検討会等を開催し協議することによって、そのケースをどう考え、どういう方針でかかわっていくか、共通認識と効率的な役割分担のもとに効果的な対応を進めていくことができる。

現状では、行政主導で児童相談所、福祉事務所、医療機関、保健センター、保育所・児童養護施設をはじめとする児童福祉施設、学校、民生委員・児童委員協議会（以下、「民児協」）などを中心とした関係機関による「児童虐待防止ネットワーク」に、社協も参画しているところが多い。地域によっては、社協から関係機関に働きかけ、虐待問題に迅速かつ柔軟に対応する体制がとられている例もある。

それぞれの機関の役割は、事例によっても異なるが、社協には子育てサロンや相談事業などの現場で、住民から得た情報や発見された問題等を、個人情報保護に配慮しながら、適切なタイミングでその事例にあった関係機関や団体につなげていくことが求められる。その際、それぞれの機関がどのような援助ができるのかを把握していないと、何か問題が生じた際に互いに過剰な期待をしてしまうことになりかねず、日々の情報交換などによって関係性づくりに努めておくことも重要である。

また、関係機関によって協議された事例は、一旦、家族の状況が落ち着いた時点で、虐待への援助が終結するように思われるが、児童虐待は繰り返されるケースも多いことを念頭におくべきである。再発防止に向けて、引き続き関係機関との連携・協力体制が必要となるとともに、社協としても見守り支援に関わることも大切である。

このように、社協が児童虐待防止事業を推進していくにあたっては、社協独自の事業の展開によって得られる経験や情報を活用するとともに、地域の関係機関や団体と情報の共有を図りながら、協働して問題解決に取り組んでいくことが必要である。

なお、以降のページに平成14・15年度の2年間にわたり全国社会福祉協議会が助成した児童虐待防止事業を通じて取り組まれた具体的な実践活動を掲載するので、参考にさせていただきたい。

住民相互の子育て支援の展開

富山県大沢野町社協「ちびっこサポートセンター」の取り組み

地域概要



- 大沢野町は南北に細長い地形をなしており、町の北部地域は富山市のベッドタウンとして人口が増加している。南部地域は山間部で、岐阜県に県境を接し、過疎化、高齢化が著しいのが特徴である。
- 人口は約2万3千人で、18歳未満の人口の占める割合は17.7%である。これまでに、特に新聞に取り上げられるような児童虐待の事例はない。
- 行政においては、児童虐待の防止に特化したネットワークは設置されていないが、健康福祉課を中心に、教育委員会、保健センター、保育所、幼稚園、子育て支援グループ、社協などの代表者による「子育て支援担当者会議」があり、町内の子育てに関する情報交換の場となっている。
- 社協では、警察や児童相談所、民児協、ボランティア推進協議会なども構成に加えた児童虐待防止連絡会を新たに設け、関係機関相互の情報共有や支援体制の整備を図っている。

事業の背景

町の北部地域では都市化とともに核家族化が進んでおり、母と子のみの子育てにより閉塞感の高まっている気になる親子の話が、保育所からの情報として社協に寄せられた。一方で南部地域では過疎化により子どもが少なく、近隣に気軽に遊べるような友達がいないという子育て中の親子の悩む声もあった。そこで、こうした問題に社協として対応できないかと考え、平成9年より子育てサロン「ちびっこあ～つまれ」を立ち上げた。

大沢野町では、少子化対策推進の一環として、ミニ・ファミリー・サポートセンター事業を整備することになり、子育てサロン活動の実績をふまえ、社協に事業委託の依頼があった。子育てサロンに参加している母親達のなかからも、「自分が病気になったときに、子どもを預かってほしい」などといったニーズがあったため、平成13年10月から町より委託を受けて、「ちびっこサポートセンター」事業の実施に至った。

地域に自主的な子育て支援グループが育ってほしいという思いから、社協では平成10年より子育て支援ボランティア研修として「保育サービス講習会」(子どもの発達や地域における子育て支援の状況等を22時間で学ぶ講座)を実施していたため、その修了生であれば協力会員として子どもを預かってもらうことが可能であり、相互援助体制の基盤があったため、事業の受託に際しての戸惑いは特になかった。

具体的な 取り組み

事業のねらい

「ちびっこサポートセンター」は、育児の応援をしてほしい人（依頼会員）と育児を応援したい人（協力会員）を組織化し、相互援助活動を行うことにより、安心して仕事と育児が両立できるような環境づくりに資することを目的としている。

事業の概要

「ちびっこサポートセンター」の援助内容は、保育所・幼稚園の開始時間までの子どもの預かり、保育所・幼稚園での保育、学童保育の終了後の送り迎えや子どもの預かりなどである。子どもが軽い病気の場合や保護者の病気・通院時に臨時的に子どもを預かるほか、研修・講習会参加のとき、スポーツや買い物、趣味活動など子育てを離れてリフレッシュしたいときなどにも、利用することができる。ただし、あくまでも急な子どもへの対応や簡易でかつ短期的・補助的な援助であり、乳幼児の長期保育等は行わない。

依頼会員は、町内在住者か勤務者で、生後3ヶ月程度から小学校3年生までの子どもを持つ家族を対象としている。協力会員は、町内在住者で「保育サービス講習会」の修了者とし、自宅で子どもを預かることができることを原則とする。いずれも登録制であり、平成15年度末の協力会員登録者数は約40名。登録者は、子育て経験のある30代から60代の女性が多い。利用件数は年々増加しており、平成15年度の利用実績は、約520件（平成16年3月15日現在）である。

依頼会員からの連絡を受けると、社協が委嘱したアドバイザー（保育士資格所有者）が適切と思われる協力会員を調整し、マッチングを行う。特に初回の依頼時には、依頼会員の要望等をアドバイザーがきめ細かな聞き取りを行い、要望に適した協力会員を探すとともに、その内容を協力会員に伝えることで、ニーズへの対応とトラブルの防止に努めている。



援助活動は依頼会員と協力会員同士で事前に打ち合わせを行ったうえで行われるが、アドバイザーはそのコーディネート・相談助言の役割も担う。また、社協担当職員と連携を図りながら、「ちびっこサポートセンター」に週に3回勤務して業務にあたるほか、社協から携帯電話を貸与し、時間外など緊急の場合にも対応できるような体制をとっている。

運営方法の工夫

事業の立ち上げにあたっては、先進事例として富山市にあるファミリー・サポートセンター (<http://www.u-support.com/fsc/fsc.html>) を視察したり、アドバイスをお願いしたりした。しかし、開始当初は事業に対する地域住民の認知度が低く、利用者が少なかった。そこで社協としても、保育所や保健センターなど関係機関に働きかけ、チラシを置いてもらうなど周知活動に重点をおいた。

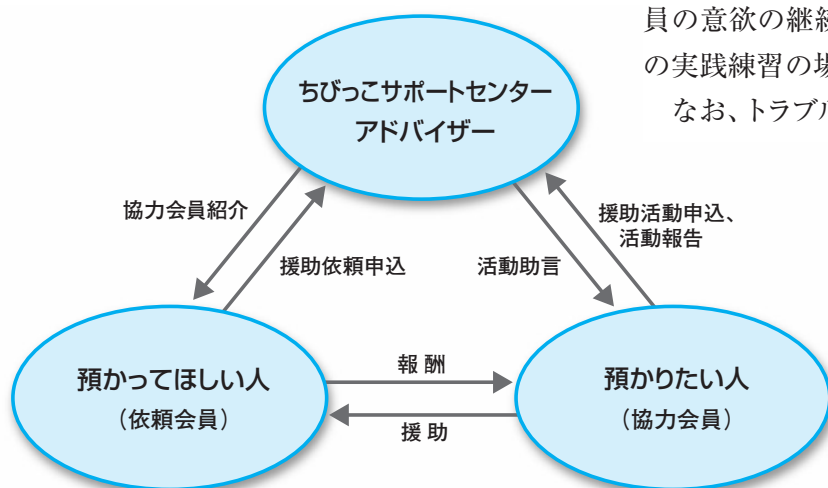
協力会員も「ただ黙って待っているだけではだめだ」と考え、自発的に「お楽しみ交流会」を企画・実施し、子育てサロン参加者をはじめとする子育て中の親子に参加を呼びかけた。「どうぞ安心して預けてください」という顔の見える関係が、協力会員と利用者側につくられたことで、依頼会員および利用件数の増加につながった。

社協では協力会員を対象とした研修会を年に2～3回開催して、会員の資質の向上に努めている。また、協力会員は自宅で預かることが原則であり、他の協力会員と会う機会

がないため、情報交換のための連絡会も年に2回、実施している。こうした取り組みによって、協力会員の意欲の継続につなげたり、子どもを預かる際の実践練習の場をつくったりしている。

なお、トラブル防止のため、会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」、「賠償責任保険」、「依頼子供傷害保険」、「研修・会合傷害保険」の4つの保険に加入することになっている。保険料（年間予算約11万円）は、事業費の中から支出しており、会員の負担はない。

「ちびっこサポートセンター」の仕組み



事業の成果、課題

依頼会員としての申し込みに訪れた母親の中には、終始イライラしていて、子どもとのコミュニケーションもうまくいっていないと見受けられる人もいた。それが「ちびっこサポートセンター」の利用を通して、協力会員のあたたかい人間性にふれることによって、子育てを楽しむ余裕が出てきた事例がある。また、協力会員は自宅で子どもを預かるため、本人だけでなく家族の理解もないと活動は難しい。協力会員の家族ぐるみの協力を得て、子ども自身にとっても預けられる家庭のなかで、自分の家庭にはない兄弟のような子ども同士の関係や、自分の親以外の大人とのつながりが自然に生まれるというメリットも見られる。こうした活動のひとつひとつの積み重ねが、結果として児童虐待の芽を摘む防止活動となっていると考えられる。

これまでに依頼会員からの依頼を、協力会員等の不在から断るようなケースは生じて



預かり



散歩や室内遊び



保護者のもとへ

いない。また、最近では、低年齢児保育、一時保育など保育所での特別保育も充実しつつあり、平日の日中の預け先に困るような事態は少なくなっている。その分、「ちびっこサポートセンター」に寄せられる依頼は、保育所に対応できないような困難事例（夜間・早朝、病児預かりなど）が目立つようになってきており、協力会員の負担増加が懸念される。このような状況から、さらなる協力会員の拡充が課題となっている。

今後の展望

事業開始当初は、在宅で子育てをしている子育てサロンの参加者にも「ちびっこサポートセンター」の利用を呼びかけてきたが、サロン参加者にとっては、いざというときの安心材料にはなっているようなものの実際の利用者はいない。その意味で、子育てサロン参加者と「ちびっこサポートセンター」利用者とのニーズが明確に分化してきていると考えられ、それぞれのニーズに応じた両輪での支援が必要である。子育てサロンは、参加者が歩いていけるような身近な地域で開催されることが理想的であり、社協主催型のサロンから、各地域での自主的なサロン運営への移行を目指したい。

今後は、児童虐待の防止・予防活動として、「ちびっこサポートセンター」および子育てサロンの運営および支援活動を継続して実施していくとともに、住民相互および関係機関との協力・支援体制の構築を積極的に図っていくことが必要である。その足がかりとして、地域で最も身近な存在である民生委員・児童委員と、より一層積極的に連携していきたいと考えている。また、専門職を対象とした児童虐待防止連絡会講演会などを今後も実施していくことで、地域のネットワークを強化していきたい。

COLUMN

《埼玉県羽生市社協》

子育てサロン活動を立ち上げる際、市社協が受託しているファミリー・サポート事業の会員がボランティアとして協力してくれたことで、担い手の確保ができた。依頼会員であった人でも、母親同士で話し合える場をもっと充実させたいという思いから、子育てサロンへ参加するようになった人もいる。社協が両事業にかかわることで、相互作用が働いて効果をもたらしている。

《神戸市灘区社協》

子どもと一緒に遊ぶことで親子の孤立感が解消される親だけでなく、子どもを預けることにより子どもと一時的に離れることでリフレッシュできる親もいる。後者のニーズに対応することも重要と考え、母親同士が情報交換をする間、別室に設けた託児スペースで民生委員・児童委員や地域のボランティアが子どもを預かるようなサロンを支援している。

メディアを通じた 地域住民への啓発活動

奈良県下市町社協「有線放送テレビでの番組提供」の取り組み

地域概要

- 下市町は、奈良県のほぼ中央部、吉野郡の北西部に位置し、約8割の面積を山林で占める急峻な地形である。
- 人口は約8千人で、18歳未満の人口の占める割合は16.6%である。人口は年々減少の一途をたどり、高齢者比率は30%を超えている。これまでに、児童虐待の事例は報告されていない。
- 行政による児童虐待の防止ネットワークは設置されておらず、今回の事業を通じて社協に児童虐待防止連絡会を組織し、保健センターや保健師等と社協が連携しながら子育て支援に取り組んでいる。



事業の背景

下市町では児童虐待の事例がこれまでみられないことから、住民の関心度は低かった。しかしながら、児童虐待はいつでも、どこでも、誰でもが当事者となり得る身近な問題である。社協として、住民にその認識をしてもらうことで今後も児童虐待を発生させることないまちづくりが可能になると考えた。自治会や民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア等の協力も得て、地域ぐるみで様々なサインを見逃さないように注意を払うことが大切である。そこで、児童虐待の種類や要因等、基本的な情報を提供することで、啓発に努めることとした。

啓発活動は、地道に回数を重ねていくことが重要である。たとえば、講演会を開催したり、社協の主催する各種イベントで児童虐待防止を呼びかけたりするような取り組みも考えられるが、そこには参加することが難しい住民もいる。

具体的な 取り組み

事業のねらい

下市町では、昭和48年に全国に先駆けて行政による有線放送テレビ(下市テレビ)を導入しており、町内の全世帯で様々な情報を見ることができるインフラの整備が行われている。1日4回の番組放送のほか、24時間の文字放送も実施しており、加入世帯は8割を超えている。社協としても、「テレビ手話教室」「車椅子講座」「介護教室」などの番組を、下市テレビと協働制作し、住民への周知および学校現場での福祉教育に活かしてきた実績がある。こうしたことから、行事等に参加できない住民も含めて広く発信していくための方法として、児童虐待防止の啓発活動にも有線放送テレビを活用することとした。

町民の児童虐待問題に対する関心度を高め、正しい知識を身につけてもらうことで、児童虐待防止を目指し、全世帯に向けて有線放送テレビを通じて発信する。

事業の概要

児童虐待防止座談会の放映

座談会形式の30分番組を制作し、1日に6時30分～、12時30分～、18時30分、21時～の4回、2日間で延べ8回にわたり放映した。児童虐待をテーマとする番組としては初めての試みであったので、まず児童虐待が深刻な社会問題となっていること、子どもが犠牲者となる痛ましい事案が報道されていることを、訴えるようにした。さらに、児童虐待の要因、種類、発生件数や児童相談での内容など、児童虐待にかかる基本的な情報を提供した。また、番組を収録したビデオを小中学校や保健センター等へ配布して役立ててもらおうこととしている。



『子育てについて考えよう』
スタジオ収録(平成15年3月17日)



児童虐待防止ワークショップの開催

子育て中の親を対象にして、「怒ってもいいよ～怒りはもう怖くない～」と題するワークショップを2回にわたり開催し、その模様の一部を、座談会同様に30分番組に編集し放映する。ワークショップは、負担感や不安感からくる怒りによって子どもを傷つけることのないよう、怒りをどうコントロールするか、どう怒ればいいのかを体験的に学び、地域や家族のつながりを深め、虐待防止につなげることを目的に開催した。ワークショップに参加できない人にも少しでも疑似体験的な学習をしてほしいと考え、当日の模様を録画し、ケーブルテレビで繰り返し放映した。

文字放送

番組放送以外の時間帯における文字放送で、「あなたの身近な相談機関」として、家庭相談センターや福祉事務所、子育て支援センター、保健センター、社協の電話番号を流し、「子育てに悩んでいますか」「ひとりで悩まないでお気軽にご相談ください」と呼びかけた。

STOP!
子ども虐待

**SOSの発信者 あなたの
まわりにいませんか?**

子どもの虐待を疑ったり発見したときは
専門機関に相談しましょう
地域のあたたかい目が子どもを救い
虐待してしまう親も救うこととなります

身近な相談機関

吉野福祉事務所 (TEL07463-2-5315)

地域子育て支援センター (TEL52-6311)

下市町社会福祉協議会 (TEL52-6125)

下市町保健センター (TEL52-0001)

運営方法の工夫

「児童虐待防止座談会」については、座談会形式で番組を構成することにより、いろいろな分野・立場から、父親・母親の子育ての考え方や取り組み方、訪問活動など現場の状況について語ってもらうことで、偏りのない情報を提供するよう心がけた。具体的には、子ども家庭相談センター職員、家庭児童相談員、保健師、家庭教育学級長、民児協、主任児童委員など多様な人達に出席、発言してもらうことができた。

「児童虐待防止ワークショップ」は、当事者である子育て中の親の本音をどこまで引き

出せるかがカギとなる。そうした場面にテレビカメラを入れることは、ワークショップ参加者に緊張感をもたらす悪影響を与えかねないが、ワークショップ講師や下市テレビの制作スタッフと十分な打ち合わせを行い、事前に参加者への趣旨説明を行って理解を得るように努めた。

また、単発の番組放送だけでなく、ビデオを作成し配布することで、繰り返し住民に活用してもらえるようにしている。また、「24時間文字放送」で



は、虐待を発見したときや、自分が問題を抱え込んだときなど、いざというときに連絡したり相談できたりする場所があるのだということを、住民に知ってもらうことが必要と考え、繰り返し働きかけている。

事業の成果、課題

社協が場所を提供して実施されている子育てサロンの参加者や、PTA、関係機関などから社協職員に対して、「児童虐待防止座談会のテレビ番組を見た」などと声をかけられたことはあったが、特に住民の反響等を数値的に把握している訳ではない。そのため、どれくらい効果があるかは、すぐには評価しかねる。今後は事業評価の手法等についても検討する必要があるだろう。いずれにしても、地道に情報発信を継続していくことが、啓発活動にとっては重要なことと捉えている。

下市テレビのスタッフと番組を共同製作しているが、技術的な問題を最重視するスタッフ側とのすり合わせが難しい。児童虐待をテーマとした番組制作にあたっては、他の番組に比較して、プライバシーの配慮など特にきめ細かな対応が要求される。

今後の展望

下市テレビの番組放映や製作ビデオをはじめとし、子育て講演会および児童虐待防止等講演会の開催や、民生委員・児童委員、主任児童委員による子育て家庭への訪問活動、子育てサロン活動や子育て相談、小中学校での子どもへの暴力防止プログラムの実施、パネル展示等による児童虐待防止キャンペーン事業など、多様な事業と一体的に児童虐待防止を呼びかけ、広く啓発活動を行っていきたい。

啓発活動の初期段階においては、児童虐待防止に向けての一般的な情報提供にとどまっているが、今後は、児童虐待の実例なども取り入れ、もう一步踏み込んだ形での取り組みに発展させていきたいと考える。

COLUMN

《東京都世田谷区社協》

虐待予防、育児不安の解消等に効果のある子育てサロンを地域に広めていくため、子育てサロンPRビデオを作成した。まず、子育て中の母親等の参加者が、活動を通して近隣住民との関係性を得られた話や、担い手が活動を始めた動機等のインタビュー取材を行った。また、医療機関や教育委員会等との連携を図るため、小児科病院や小学校等に協力してもらい、子育てサロン立ち上げシーンの映像づくりをするなど、子育てサロン活動風景のみに焦点をあてず、地域の社会資源との協働の様子も映像におさめ、サロン活動のもつ多様な可能性を印象づけるように工夫した。

ホームページを通じた 子育てサロン事業の展開と情報交換

石川県津幡町社協「親子サロンホームページ」の取り組み

地域概要

- 津幡町は石川県のほぼ中央に位置しており、金沢市に隣接している。
- 人口は約3万6千人で、18歳未満の人口の占める割合は23.9%である。新興住宅地域と山間地域を抱えており、地区別の人口の伸び率の差が大きいものの、県内有数の人口増加地域となっており、子育て家族の転入も多い。
- 平成13年10月、行政に「津幡町児童虐待防止協議会」「津幡町児童虐待防止ワーキング部会」が設置され、町での虐待事例の背景や実態などを通して、各関係機関での取り組みが検討されている。
- 社協では上記協議会および部会への参加をはじめ、児童相談所、保健センター、行政担当課、親子サロン育児相談員等の構成による「母子事例検討会」にも毎月参加している。



事業の背景

「津幡町エンゼルプラン」策定委員会において、親子が、天候の悪い日の育児の場としてデパートの中にいる等、地域で行き場のないという状況が町民から寄せられた。北陸は特に冬季に天候の悪い日が多いことから、屋内遊技場をつくる気運が高まり、平成13年4月、福祉センターの2階会議室を改装した子育てたまり場「親子サロン」が開設された。

社協は、親子の気持ちに添いながら対応できる育児相談員が必要と考え、子育て支援サークルの主宰者を親子サロン担当者(臨時職員)として新規採用した。

親子サロンの情報は、社協だよりをはじめとする紙媒体やテレビで広報を行ってきたが、すべての子育て中の親子が親子サロンに参加できる訳ではない。情報が届いていないという理由だけでなく、母親が子どもを連れて外出することに対する家族の理解が得られなかったり、参加するきっかけがつかめなかったりといった状況もある。

津幡町親子サロンの概要

午前9時から午後4時まで、月・水・木・金の週4日間にわたり開所しており、無料で利用できる。育児相談員を中心にボランティアの協力を得て、遊び場の提供、イベントの開催、育児情報の提供、子育て相談を実施している。



親子サロンの様子



具体的な 取り組み

事業のねらい

親子サロンの担当者は、「すべての子育て家庭が児童虐待の危険性を抱えているグレーゾーンにある」との考えから、親子サロンに参加できない場合も含み、24時間情報交換ができ、育児のストレスが少しでも和らぐような機会の必要性を感じていた。

きっかけは、親子サロンのイベント中に、ある参加者が知人に携帯で電子メールを送信したところ、それを見た人達が多く集まったことにある。また地元の方からのすすめや要望が多く寄せられていた。

すべての住民に対し親子サロンおよび様々な子育て支援情報の提供を行うとともに、電子メールや電子掲示板の機能を活用して、誰もが時間に関係なく気軽に子育てに関する相談ができるようなホームページを開設・運営することとし、平成15年2月に開設に至った。

事業の概要

ホームページの構成は、「プロフィール」「データ」「掲示板」「リンク集」の大きく4つに分かれている。

- 「プロフィール」では、親子サロンとはどのような場所なのかという説明や、具体的に実施している事業内容の紹介、親子サロンが発足してからの簡単な軌跡に関する情報を提供している。
- 「データ」では、親子サロンで企画している月々のイベント情報などを提供している。そのほか、「津幡お役立ち」と題し、子どもと一緒に地域を知って、より良い子育て生活を送ってもらうために、町民・グループや団体、遊び場・子連れスポット、保育園・幼稚園など、津幡町やその近郊での子育て生活情報を掲載している。
- 「掲示板」は、アクセスした者同士で育児情報の交換ができるほか、住民が子育てに関する様々なイベントの周知ができる伝言板として活用できる。また、育児相談員に対するよろずや相談の窓口としての機能も備えている。
- 「リンク集」では、町、県、国における子育てに役立つサイトの紹介を行っている。

運営方法の工夫

ホームページの開設・更新にあたっては、育児相談員が子育て支援サークルの活動時に知り合った石川県の子育てタウン誌「子育て向上委員会」の副編集長に協力してもらっている。その協力により、画面構成等へのアドバイスを受けることができたとともに、通常よりも安価にホームページを作成することが可能であった。一方的に支援を受けるだけでなく、親子サロン側からもいろいろなタウン誌づくりに有用な情報を提供することで、お互いに支えあう関係をつくっている。

情報を提供するにあたっては、ホームページを見た人にわかりやすく伝えることが、最も重要である。そのため、5W2Hの基本要素を整理して示すようにしている。また、情報は新鮮さがないと、受け手に意味がないため、旬な鮮度の高い情報を提供するように心がけている。平成15年12月には、イベントの情報をカレンダー形式で見られるように改善し、利用者からもわかりやすいと好評である。

親子サロン事業は行政からの委託事業であることから、掲載する情報については、社協内部だけではなく、行政や保健センターから事前に確認を得るようにしている。必要だと判断した場合には、その他の関係機関にも予め了解を得ておくようにし、誤解を受けないように配慮している。

「親子サロン」のホームページ
<http://oyakosaron.boj.jp/>



事業の成果、課題

イベントスケジュールなどの広報がしやすくなり、親子サロンでのイベント開催時などに、「ホームページを見てきました」と声をかけてくれる参加者もあり、反響は上々である。イベント開催時以外の親子サロンへの参加者層も裾野の広がりを見せており、「子どもをぶってしまったことがある」「イライラして子どもにあたってしまう」などという虐待予備軍の親や、明らかに虐待をしている親でも、親子サロンに参加することで自分を取り戻すことができ、児童虐待防止にも役立っている。

ホームページを開設したことにより、情報提供の主な対象者である町内の住民だけでなく、全国の様々な人たちにも親子サロンの活動を知ってもらうことができた。また、県内外の子育て支援に関わる団体や関係者からも閲覧しているとの連絡が入るなど活動が目されるようになった。対外的な評価を得られたことで、町内での評価もより一層高まることとなり、さらなる事業展開の理解も得やすい状況につながっている。

メールでの相談や問い合わせも増えている。匿名や実名のもの、親子サロンに参加したことのある人、参加したことはない人など様々である。メールアドレスをみると、携帯電

話からの発信も多く、思いついたときに気軽に利用してもらえているようである。なかには、「母子事例検討会」での検討を要するケースや、他の関係機関へつなぐことが必要なケースもある。具体的な事例をふまえて、関係機関と協議することによって、社協内や親子サロン担当者だけが抱える課題ではなく、地域の課題として共有しあい、対応方法を考えるといった連携体制がより強化されつつある。

ただし、相談に対するメールをチェックしたり、返事を書いたりする親子サロン担当者は、24時間体制で対応するというわけにはいかない。どうしても反応に時間がかかってしまうため、そのことへの相談者への理解を促すとともに、緊急性の高い相談に対してどのように対応していくかが課題である。子育て相談にくわえて親子サロンの運営自体も、親子サロン担当者をボランティア的に補助してくれているスタッフにより成り立っている状況にあり、人手不足を賄う職員の配置体制も課題のひとつである。

今後の展望

担当者は、親子サロンやそのホームページ、そして、社協の役割を、児童虐待のグレーゾーンにいる人をそこにとどまらせること、深刻な虐待というブラックゾーンに落ち込ませないようにすることと考えている。そのためには、親も子どもも楽しめる場でないとならない。子どもに手をあげてしまった経験のある親であっても、自分が楽しめそうだとせば、掲示板に参加する気になり、実際に出かけていく気も出てくる。実際の行動につながれば、親子の閉塞感や子育てのストレスも解消され、虐待を未然に防ぐことが可能になると考える。一方的に、こちらから与えるのではなく、ホームページ利用者や親子サロン参加者のニーズを的確に捉えて、情報提供やイベントの企画をしていきたい。

さらには、利用者や参加者同士のなかから、セルフヘルプの芽を育ませ、地域に助け合いのネットワークづくりを広げていきたい。

COLUMN

《岡山県総社市社協》 <http://www.fukushiokayama.or.jp/Soja/kosodate/index.html>

社協ホームページ上に、「そうじゃ子育て支援情報」ページを開設。市内の子育てに関する施設や専門機関、制度、ボランティアグループや子育てサロン、イベントの情報などを提供している。掲示板も設置し、子育て中の親同士の情報交換の場を提供している。掲示板への書き込み時間帯はさまざまで、時間を気にすることなく情報を得たり、息抜きをしたりしている。

《三重県上野市社協》 <http://www.hanzou.or.jp/kosodate/index.htm>

「伊賀子育てネット」を開設し、その中のコンテンツとして子ども虐待のページを作成し、児童虐待防止の啓発を行うとともに、児童虐待に関する正しい知識や、通報判断基準、関係機関別の対応マニュアル等の情報も提供している。また、児童虐待通報用のメールアドレスを設置し、24時間いつでも誰でも通報できる体制を確立している。公開型と非公開型の両方の掲示板を設置し、気軽なものから深刻なものまで、書き込めるよう配慮している。

なお、掲示板には、社協の担当職員がイベント等の開催情報の提供や書き込みに対する返信を随時行っている。

障害者世帯に対する家事支援

沖縄県宜野湾市社協「障害者世帯へのボランティア派遣」の取り組み

地域概要

- 沖縄本島中部の東シナ海に面し、那覇市より12kmの地点に位置する。
- 人口は約8万8千人で、18歳未満の人口の占める割合は23.7%である。保育所の待機児童数が323名と県内でも高い割合となっている。児童相談所に寄せられる相談件数は毎年増加しており、虐待の内容ではネグレクト（養育放棄）に関するものの相談が増えている。
- 行政においては、平成15年9月に児童虐待防止ネットワークが設置されており、社協としてもネットワーク実務者会議の構成員となり、事業運営に協力している。



事業の背景

平成3年にふれあいのまちづくり事業として、市民からの相談に対応するなかで、住民のニーズに基づいたプログラムを開発していくという手法の重要性を認識していた。平成7年頃から子育て支援ニーズが高まったため、社協では、乳児の入浴介助、予防接種、乳児健診の付き添い等について、ボランティア派遣による支援を開始した。三つ子の出生に伴う支援や、父子世帯への支援などを行うとともに、障害児世帯への支援も行うようになった。

宜野湾市社協は、心身障害児通園事業関係施設「愛育園」を運営しており、障害児に対するサービスも提供している。そのなかで、精神的・身体的状況から、一時的に育児が行えなくなった母親から相談を受けたことが、障害児世帯への支援を開始したきっかけである。また、夏休みなど長期休暇中に、万引きなどの問題行動をおこしがちな知的障害児をもつ母親や学校からの相談があり、児童館や障害児の学童保育活動にボランティアを派遣するという支援も行うようになった。



宜野湾市社協では、不登校児や保健室登校児、学業に遅れのある児童などへの学業支援のために、学校にボランティアを派遣する支援も行っている。また、知的障害児が学校生活を送るうえでの対応は、担任教師だけでは限界があるため、教育委員会から依頼を受けてボランティアを派遣する学校支援も行っている。

このように社協では、要望に応じてボランティアを調整し派遣する支援を様々な場面で実施しており、それらのノウハウを活かすことで障害者世帯への家事支援や学童保育支援も可能となっている。

児童虐待防止法が制定され、虐待が社会問題となるなか、障害者世帯への家事支援等も虐待防止に向けた親・児童の環境づくり対策の一環と位置づけている。

具体的な 取り組み

事業のねらい

障害児の育児は、一般児童に比べて家族の精神的・身体的負担が大きいと予想される。すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、豊かな環境とあたたかな家庭の中での養育を実現させるため、家族の負担の軽減やどの子どもをも受容することができる地域の形成が必要である。解決手法のひとつとしてボランティアを派遣して、子育てを支援することがねらいである。

事業の概要

家事支援は、精神・知的・身体障害者世帯で、親が病気のため家事ができない場合や、冠婚葬祭等で分離保育が必要な場合など、子育てが十分にできない場合に、食事づくりや清掃等のボランティアを派遣して支援するものである。社協は、ボランティア派遣のコーディネーターの役割を担っている。親の精神的・体力的疲労が原因で、長期的な支援が必要となる可能性のある場合には、行政担当部署や関係施設、民生委員・児童委員、婦人会などが集まり、ケース会議を開催して、ボランティア派遣以外の支援方法も含めて検討を行う。

学童保育支援は、知的障害児を受け入れる学童保育所がなかったことから、知的障害者の当事者団体である「手をつなぐ親の会」からの要望で、学童保育に代わる居場所をつくることから始まった。住民が自宅を一部改修してスペースを提供してくれている「ハッピーハウス」に協力してもらい、そこで「手をつなぐ親の会」が主体となり学童保育活動を実施することになった。月曜から金曜日の平日午後1時～5時まで開かれており、社協が仲介役となって、ボランティアを随時派遣している。

ボランティアは市や社協の広報紙などで募集するほか、地域の民生委員や婦人会等に対して働きかけて登録を呼びかけている。

運営方法の工夫

家事支援にあたっては、障害者世帯の利用者とボランティアとが、社協職員も同席のもと、必ず事前に顔合わせを行うとともに、支援内容を確認している。その後、改めて利用者・ボランティアともにサービスを開始してもよいか意志確認をする。どちらかに不都合があった場合には、新たなボランティアを他の登録者の中から調整する。

特にボランティア研修などは実施していないが、実際の援助活動のなかで、技能を身につけてもらっている。ボランティアや利用者に困ったことがあれば、社協を含め関係機関等がすぐに相談や助言できるような体制をとっており、ボランティアだけに責任がかかるような事態はなくすようにしている。

また、家事支援は家庭内での作業になるため、なるべく2人1組で派遣するようにして、無用なトラブルを避けるようにしている。

事業の成果、課題

平成15年度の障害者世帯への家事支援の利用実績は延べ人数で12名、障害児の学童保育の利用実績は181名である。家事支援は、障害者世帯に大変喜ばれているとともに、関係機関とのネットワークづくりにもつながっている。社協が子育て支援にも関わっていることについて、地域の認識も広まりつつある。

学童保育活動支援に関しては、「ハッピーハウス」に駐車場がないため、移動手段が確保できないことから、利用希望者は多いものの実際の利用につながっていないという状況がある。さらにきめ細かな単位での居場所づくりが求められている。

また、夏休みなどは、学生のボランティアも増えるが、その他の期間については、全般的にボランティアの確保に苦慮しているのが実態であり、さらなるボランティアの発掘が必要である。



ハッピーハウス外観

今後の展望

住民のニーズや地域の課題に応じて、その都度支援活動を展開してきた。今後も「子育てに関する意識調査（0歳から5歳児のいる全世帯を対象）」の結果や、「はごろもほっとライン（専用回線による子どもと親の電話相談）」に寄せられる相談内容などをふまえて、関係機関との連携体制のもと事業に取り組んでいきたいと考えている。

特に、「はごろもほっとライン」は、チラシを全戸配布するほか、小中高等学校全生徒にカードを配布、福祉・教育関係団体・施設や0歳から5歳児のいる全世帯へのリーフレットの配布などの広報による成果もあって、親だけでなく、子どもからの相談も寄せられている。上記の障害者世帯に対する支援事業とあわせて、子ども自身の声に寄り添った事業も展開していくことで、児童虐待の防止に努めていくことが必要であると考えている。

さらに、虐待の早期発見、不審者からの見守り、声かけ運動、子ども会活動等の強化により、児童虐待に対する地域住民の意識の向上とネットワーク体制の強化を目指していく。



COLUMN

《大阪市生野区社協》

区内には多数の障害児・者支援団体があり、今後それらと社協が協働していくことも念頭におき、おもちゃ図書館を開設した。あわせて、子育てサロンも同時開催している。住民にわかりやすい目に見える形で事業を実施することで、子育て等に関する様々な情報が社協にも集まるようになり、児童虐待防止にも有効な地域のネットワークの形成が進みつつある。

《兵庫県氷上町社協》

自立生活訓練ホームの知的障害児を、夏休みにボランティアの家庭で預かって、子どもたちの自立を促すとともに、障害児の親の育児負担を軽減する子育て支援を行っている。障害児の母親からの強い要望があって実現したもので、活動に参加するボランティアグループは、社協の地域福祉講座「知的障害についての理解を求めて」の受講生で結成したものである。

地域の事情に応じた子育て支援

香川県琴平町社協「ゆうゆうクラブ」の取り組み

地域概要

- 香川県の南西部、仲多度郡の中央部に位置する。「讃岐のこんびらさん」で全国的に知られた県内屈指の観光地である。
- 人口は約1万1千人で、18歳未満の人口の占める割合は15.1%である。就業人口の7割が第3次産業従事者であり、その多くが観光業に関わっている。
- 行政の、児童虐待防止ネットワークが設置されていない。社協として、民生委員・児童委員、PTA連絡会、子育てボランティアなどで構成される「子どもにやさしいまちづくり委員会」を設置し、子育て支援に必要な社会資源等について検討している。



事業の背景

琴平町は観光立町であり、共働きでサービス業に従事している世帯が多く、長期休暇中などは繁忙期で、子どもに十分に目が行き届かないことがある。たとえば、ひとり親家庭の子どもが、行き場がなくて商店街をうろうろしているという相談が寄せられたこともあった。

新聞等マスコミで取り上げられた児童虐待事件が県内において発生し、町内でも家庭児童相談員が対応する事例がでてきた。虐待につながるグレーゾーンにある事例も見られるようになり、見守り支援が必要とされる状況にある。核家族、共働き、地域コミュニティが脆弱化するなか、子育てする環境は孤独に陥りやすく、児童虐待につながりやすいことが考えられる時代になってきた。また、幼児や低学年に対する凶悪事件などが相次ぎ、子どもを親だけの力で育てることは容易ではなくなっている。

そうした不安要素が重なり不十分な養育環境が続くことにより、ネグレクトにつながる可能性も否定できず、子どもが安心して過ごせ、食事も提供されるような居場所が必要であると考えた。しかしながら、地域にはそうした公的施設はなく、子どもの活動プログラムも少ない状況にあったため、社協で子どもの生活場所を「ゆうゆうクラブ」として確保することとした。

具体的な 取り組み

事業のねらい

単身または共働き家庭等で、夏休みや春休み等の長期休暇に家族等での保護・配慮を得ることが困難な児童を日中預かり、様々な野外活動や高齢者との交流等のイベントを実施するとともに食事を提供する。

事業の概要

会場は、社協事務局に隣接する教育委員会の図書室を無料で借用している。子どもたちの面倒をみてもらうボランティアには、県内の大学や短大の学生に呼びかけている。

昼食は、社協で実施している高齢者対応の給食サービスを利用している。栄養士の協力も得られ、献立や調理方法により食べ残しがちになることや、食事マナー等を含めた食育の観点もふまえて献立を考えている。

行事は、伝統行事、野外活動など、普段ではあまりできない体験活動を中心に企画している。具体的には、以下のような内容である。

- デイキャンプ(火おこし)
- 空手 ● ジャがいも掘り
- 本の読み聞かせ
- 科学教室(コマ、気球)
- 料理教室 ● 美術館見学
- 歌舞伎お練りの見学
- 公園遠足 ● 土鈴づくり
- こんぴら舟舟の練習
- 雑巾づくり
- 戦争体験の話
- 工作 など



1日の利用料は500円で、ほとんどを食費代にあてている。そのほか、工作などにかかる材料費は実費(平均500円程度)を請求している。

運営方法の工夫

ゆうゆうクラブを実施するにあたっては、行政をはじめ教育委員会や学校、民生委員・児童委員、老人クラブ等の地域の関係機関や、利用対象者となる保護者に対して、地道に説明してまわった。「社協として責任をもって事業を実施しますが、決して社協単独で行う事業ではなく、一緒に子どもの健やかな成長を見守りましょう」と働きかけて、理解を促した。「なかには、子どもをみるのは親の責任であり、親が面倒をみるのが当たり前ののに、なぜ社協がそこまでしなければならないのか」という意見もあったが、地域社会全体で子育てを支援していくことの必要性を訴えた。

子どもとの関わりについては一定期間が必要と思い、1週間単位でボランティアの募集を行った。学生ボランティアの集まりが悪い時には、単発のボランティアの募集も行っている。

行事を実施するにあたっては、テーマに応じて、地域の高齢者やボランティアグループにも協力してもらっている。また、保護者に対しても、ただ預けるだけでなく、ボランティアとしての参加を呼びかけた。夏休み期間中に一度は休暇をとるなどしてもらって時間の都合をつけてもらい、調理や片付け作業、行事運営などに参加してもらった。

リスク管理として、登録者にはあらかじめ保険証のコピーや、かかりつけ医等の情報を提出してもらっている。毎日連絡手帳を持参してもらい、体調等気になることがあれば、知らせてもらっている。なお、ゆうゆうクラブまでの送迎時の責任の所在に関しては、保護者にあるとして明確化し、保護者の理解を得ている。ボランティア保険には加入しているが、送迎時の事故やケガまでは、責任の範疇に入れて保障することができないためである。

事業の成果、課題

平成14年度の利用登録者数は29名、平成15年度は46名と増加しており、住民のニーズは高い。親同士の口コミにより、利用者が増えているようである。登録者の保護者からは、「安心して子どもを預けられる」「家ではなかなかできない体験活動ができありがたい」などという声が寄せられている。また、長期休暇終了後に親と子どもにアンケートをとっており、行事等に対する意見を記入してもらっているなかで、「行事に参加した内容を、子どもが家で楽しく話すので、親子の会話が増えた」という感想もあった。

また、登録者の保護者を含む地域住民やボランティアの力を借りることによって、一方的に支援を与えるだけではなく、地域全体で子どもを見守り育てていかなければならないという、住民同士の助け合いの意識も育まれつつある。子どもたちも異年齢での交流をとおして、上級生が下級生の面倒をみるようなつながりができてきている。

コミュニティが失われつつあり、地域のつながりが希薄化しているという指摘があるなかで、ゆうゆうクラブに参加している子どもは、親や先生以外で、自分に関わってくれている、心配してくれる大人に出会うことができ、豊かな人間関係を築くことができている。親から十分な愛情受けていない環境にあっても、親以外の大人との愛情を感じられることで、心の傷を未然に防ぐことにつながると考えている。子どもが変わると、親も変わる。

虐待のグレーゾーンにいた親も、子どもの積極的な変化に気づかされ、一緒に成長していくのを感じることができる。

一方で、利用者が増えたことで活動場所が狭くなってきており、自由時間になると一箇所に子どもがいるスペースとしては十分ではなく、静かな場所を求めて別室に避難する子どもも出てきた。教育委員会行事の都合により、借用できない日程もあり、プログラムとあわせて、活動場所を検討していく必要がある。

今後の展望

子どもの安全と豊かな成長を積極的に捉え、地域で子どもの育ちを支える視点で課題を整理しながら、今後も継続していきたいと考える。運営にかかる実費は保護者の負担とし、活動場所など設備面は行政に無償で貸与してもらっているものの、ボランティアの交通費等は、助成金でまかなっていた。しかし、今後はそうした助成金等は見込めないため、安定した事業運営とするためにも、独自の財源づくりが必要となっている。具体的には、チャリティバザーなどを企画し、その収益金を事業に役立てるようなシステムづくりをしていく予定である。

子どもの居場所として、「ゆうゆうクラブ」があるだけでは不足である。「ゆうゆうクラブ」に参加できない子どもの声も拾いながら、その他に地域に必要とされる資源について検討し、地域福祉計画等の策定にも役立てていく必要がある。



COLUMN

《沖縄県沖縄市社協》

十代での結婚・出産が多く、社会的経験の未熟な若年の親が多い。また、離婚率も高く、ひとりで働きながら子育てをしている家庭も多い。若年の親は将来を見通すような生活設計能力や金銭感覚が身につけていないことで、生活費のやりくりができず、借金を繰り返すケースも散見される。こうしたことから、児童虐待やDV防止への取り組みとして、子育てサークルや子ども会に参加している若い世代を対象に、家計や生活設計について学ぶ機会として「生活夢プラン講座」を実施。講師には県金融広報委員会の協力を得た。参加者には、金銭感覚の変化が見られるようになった。

社協、民児協、児童福祉施設における 児童虐待防止に向けた取り組み

児童虐待の防止にあたっては、社協や民児協、児童福祉施設をはじめとする地域の関係団体・機関が、それぞれの役割を果たし連携・協働していくことが必要であることは、「社協における児童虐待防止事業推進のポイント」でも記述した通りである。

ここでは、社協、民児協、児童福祉施設がどのような取り組みを行っているのか現況の要点をとりまとめた。関係機関とのネットワークを円滑に構築し、さらに強化していく際など、今後の地域における社協活動の参考にしていただきたい。

社協における 子育てサロンの取り組み

近年、子育て家庭の親子など地域住民が、地域を拠点に多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間をつくり、互いにささえあう「ふれあい・子育てサロン」(以下、子育てサロン)活動が、社協の支援のもとに広がっている¹⁾。

子育てサロンは子育て家庭の親子や地域に対してさまざまな効果を持つ。なかでも参加者の親同士やボランティア等との交流を通じて、親の育児ストレスや不安を軽減することで、児童虐待のリスク要因を軽減されたり、また、子育てサロンを通じて、子育てに関わる問題や福祉についての意識が参加者や地域住民に醸成され、近所の親子の様子にも関心を持つようになったりと、地域で子育て家庭を見守る体制づくりにつながる効果も持っており、児童虐待のリスクが高い親子の把握・支援や児童虐待の早期発見にも役立っている。

子育てサロンの推進

子育て家庭支援のニーズは多様であるため、社協は地域のニーズや社会資源の状況に応じて求められる取り組みを柔軟に展開する。

子育てサロンは、社協が行うさまざまな支援メニューのなかでも、①蓄積してきた小地域における住民の主体的活動への支援のノウハウを生かせること、②財源をそれほど必要としないことなどから、取り組みやすい事業である²⁾。

子育てサロンに取り組むことで、社協が子育て支援についても取り組む姿勢を地域住民や関係機関に具体的な形で示すことや、子育てに関する具体的なニーズなどを直接的に把握できる。また、これまでつながりが少なかった若い世代の親や地域住民に理解と

協力を得るきっかけともなる。

これまでも社協がおもちゃ図書館などを通じて地域の子育てに関する活動に取り組んできた事例もある。子育てサロンをきっかけに、社協による新たな子育て支援が推進できる。

子育てサロン推進のポイント

1 的確な地域診断

社協以外の機関や団体などが、子育てサロンに類する活動を既に行っている地域も多い。社協は地域全体の状況を良く把握し、既存の活動でカバーされていないニーズへの支援を行うことが重要である。

これまで子育て支援事業への関与が比較的少なかった社協は、既存の活動との調整を図りながら、地域の特性を活かした、子育てに関する活動をする必要がある³⁾。

2 側面的な支援

子育てサロンはあくまで住民主体の活動である。社協は立ち上げにあたってのきっかけづくりや関係者の動機づけ、運営に関する相談・助言、情報提供、広報・周知、会場提供や経費助成などの側面的な支援を行う立場をとる⁴⁾。

また、参加者のもつニーズを必要な専門機関やサービスにつなげていくこと、子育てサロン間の連携、行政や関係機関とのネットワークづくりなども重要な役割である。

3 プロセスを重視した取り組み

子育てサロンは、決して参加者が多ければ成功というものではなく、プログラムを多くすれば良いというわけではない。定期的に関係者で話し合いを持ち、活動の目的を確認しながら振り返りを行うことが必要である。

また、結果のみを追求した性急な取り組みは、活動目的からの乖離や関係者間の摩擦を生む。

子育てしやすいまちづくりを進めていく長期的な視点のもと、プロセスや関係者間のコンセンサスを大切にして取り組みを進めていくことが重要である。

1) 平成15年度子育てサロン調査研究事業(独立行政法人福祉医療機構・子育て支援基金助成事業)において、平成15年秋に実施した全国実態調査では、全国で520の市区町村社協から、「何らかの形で子育てサロンに関わって」おり、関わっている子育てサロンの合計は1,125か所という回答が得られている。

また、社会福祉協議会基本調査によると、「子育てサロンを実施している」社協数は平成12年度では64か所であったものが、平成14年度には208か所に増加している。

2) 子育てサロンはボランティアや参加者自身による活動であるため、基本的には人件費を要さない(子どもの一時預かりを行う場合などは人件費を支払っている例はある)。また、会場は公共施設を無料で借りることが多い(会場によってはレジャーシート等の購入が必要な場合もあり)。

そのため、立ち上げ当初には備品等の購入で一定の費用がか

かることもあるが、その後は保険料やおやつ代や工作の材料費などで済むことが多く、参加者の自己負担にしている例が多い。

BGM用のラジカセなどは関係者が使い古しのものを寄贈したものを使用している事例もある。

3) 山口県光市社協では、以前から子育てサロンに取り組んでいたグループから、新規の子育てサロンの立ち上げにあたっての助言や研修会の企画立案などの協力を得て取り組みを進めている。

4) 神奈川県藤野町では、地域住民からの相談をきっかけに社協が積極的に関わって子育てサロンを立ち上げ、活動が軌道に乗ったところで当事者の自主性に委ねていき、3~4年で町内の各地域に子育てサロンが普及した。

行政や保健師、児童相談所など多様な専門機関との協力体制も構築されている。

民児協の取り組み

全国民生委員児童委員連合会(全民児連)では、各民児協が地域全体で子育てができる環境づくりをめざすことを提言した「児童虐待防止緊急アピール」(平成12年12月)に基づいて、児童虐待防止のための活動を計画的・組織的に推進しつつある。特に、子どもの居場所づくり、子育てマップの配布、啓発・研修活動、訪問活動等が行われている。

地区民児協の具体的な取り組み

1 子どもの居場所づくり

特に地域の子どもや親たちの居場所づくりをすすめる活動が、各民児協において急速に広がってきている。たとえば、乳幼児を抱える親子が平日昼間に集う場を作る、小中学生が土日や放課後に地域の人々とスポーツや体験活動を行う機会を提供する、などである。社協が実施する子育てサロンに民生委員・児童委員、主任児童委員が関わっているものも多く¹⁾、当日の活動の補助、プログラムの企画や広報、子育て相談といったスタッフとしての役割等を果たしている²⁾。



2 子育てマップの配付

子どもや子育て中の親が利用する公園の地図、施設・機関の連絡先などを「子育てマップ」としてまとめ、子育て家庭へ配布する活動を行っている³⁾。掲載内容には前述の他にも、スーパーや公共施設などの授乳室の設置状況やレストラン等での子ども連れに対する対応の状況など、子育て中の親ならではの視点が盛り込まれたものもあり、親たちからも好評を得ている。

作成にあたっては、民生委員・児童委員のほか、子育て支援センターや保健所などの関係機関、さらに子育て中の親自身も参画した実行委員会を地域内にたちあげて行った事例も見受けられる。

3 啓発活動、地域住民を対象とした研修会の実施

「子育てに悩んだときには相談にのります」等と書いた啓発パンフレットを作成し、子育て中の親へ配布する活動を行っている。

配付方法は、公共施設や社協、医療機関などの窓口に置く方法のほか、保健センターの乳児健診に民生委員・児童委員が出向いて訪れた親子に配付する方法、出産した家庭の情報を得た際にその家庭を民生委員・児童委員が訪問し、「何かあったら相談してくださいね」と伝えパンフレットを手渡すといった方法がとられている。内容は、子育ての

相談を受け付ける機関の一覧や民生委員・児童委員の連絡先を書き込んで配付しているものが多い⁴⁾。

また、地域住民を対象に児童虐待防止の講演会や研修会などを実施し、啓発活動に取り組む民児協もでてきている。

4 訪問活動での虐待防止活動

日常活動において担当区域で児童虐待が疑われる家庭の情報を得た場合は、民生委員・児童委員が児童相談所などの機関と連携し、意識的な見守り活動を行う、必要に応じて訪問する等個別支援にかかわるケースもある。

5 「虐待防止ネットワーク」への参画

市町村域で関係機関が参画して設置されている「虐待防止ネットワーク」にも、民児協が積極的に参加している⁵⁾。ネットワークでは、児童相談所、保健所、保育所や学校など関係機関と共に、支援が必要な家庭に対し、各機関がそれぞれの特徴を活かしながらどのように関っていくか検討を行い、連携して活動している。

社協活動との連携

民児協がこうした子育て支援、児童虐待防止活動を実施する際に課題としてよくあげられることが、活動拠点の確保や活動費用の捻出、活動の担い手の確保、住民への活動のPRなどである。

社協が民児協活動に協力している例では、子育てサロンの活動拠点として、社協の会議室を利用する、民児協が実施する子育て支援活動を社協の広報誌で紹介する、啓発パンフレットや子育てマップを社協の窓口や社協が行う子育て支援事業の際に利用者に配布するといった例がある。また、子育て支援活動の担い手養成研修や、地域住民を対象とした啓発のための講座や講演会などを社協と協働で実施している事例も見受けられる⁶⁾。

社協と民児協が互いの特性を持ち寄り、連携することによって、効果的な子育て支援活動が推進される。

1) 平成15年に全社協が全国の市区町村社協に対し実施した「ふれあい・子育てサロン全国実態調査」によれば、社協が関わっている子育てサロン1,125カ所のうち、44.1%のサロンに児童委員、主任児童委員が関わっているという結果が報告されている。

2) 平成16年2月(財)子ども未来財団「主任児童委員における子育て支援活動の先駆的役割について(主任研究者:松原康雄・明治学院大学教授)」報告書より

3) 岐阜県瑞浪市の民児協では、関係機関や子育て中の母親の協力を得て、地域内の公園などを調査し「遊び場マップ」を作成。マップは折りたたんで携帯でき、わかりやすく使いやすいと地域の子育て中の親たちから好評を得ている。

4) 仙台市の民児協では、「いつもあなたのそばに」というタイトルの啓発パンフレットを作成した。子育てに不安を感じたり、不登校やいじめへの悩み、児童虐待に気づいたりした際に「一緒に考えま

しょう」と呼びかける内容で、担当主任児童委員の連絡先を記入して地域住民に配布している。

5) 厚生労働省が行った調査によれば、全国にある市町村の虐待防止ネットワーク967カ所のうち、7割以上のネットワークに民児協が参加している。(平成15年6月厚生労働省調べ)

6) 社協が児童虐待の防止を目的に平成14・15年度に行った研修事業で、民生委員・児童委員が参加したものには次のようなものがある。

- ①地域の虐待問題の状況を把握することを目的としたもの
- ②虐待の発見や相談援助の技法を学ぶもの
- ③児童の心理や発達について学ぶもの
- ④地区ごとに自治会や教育関係者があつまって地区の情報交換を行うもの

児童福祉施設の取り組み

ここでは、児童養護施設と保育所をとりあげ、具体的な対応事例を示す。

平成16年2月現在、児童養護施設等に付置される「児童家庭支援センター」は全国で45か所設置されている。これは、地域における子育て支援のキーステーションとして成果をあげている。入所施設の「24時間体制」という利点が活かされ、虐待予防の観点から地域社会における要支援家庭へ、より積極的なアプローチが可能となった。

また、保育所を中心に併設されている「地域子育て支援センター」は、身近な子育て相談の場として地域に根付いた活動を展開している。平成15年3月末日現在で全国に2,168か所が設置されており、新エンゼルプランで平成16年度内までの目標値が3,000か所とされている。

児童養護施設における児童虐待への対応

児童養護施設では、近年、入所する児童の約半数が被虐待経験を有している。家族の再統合が困難な場合は、長期間にわたり施設で生活することから、社会性を念頭に対応をしている。

職員は、被虐待児への個別対応として児童等への個別面接、生活場面における1対1での対応、他の児童指導員等への助言・指導、保護者への援助、里親への照会などを行っている。

事例1 入所後の不安を解消し、個別対応により心の安定をもたらした事例

母親の行方不明および多忙な父親によるネグレクトが原因で4歳で入所した女兒。入所直後、施設や幼稚園で同年齢の子とうまく関係づくりができず、孤立しやすい傾向にあった。本の読み聞かせなどを通じた1対1対応により、本児の甘えたい気持ちを受け止めることで心の安定が図られた。

事例2 保護者への援助が十分に行われるようになった事例

母親から身体的虐待を受けた小学2年生の女兒。児童養護施設職員への態度が反抗的であり、友人関係もうまくいかなかった。本児と母親の関係修復のため、本児と母親と、児童養護施設職員で面接を頻繁に行い、母親の生活の建て直しを行った。母親も本児も徐々に精神的に安定しはじめ、両者の関係も改善されつつある。

保育所における児童虐待への対応

保育所では、平成13年度に全国保育協議会が実施した「児童虐待の防止に向けたキャンペーン」に基づき、取り組みを行っている。

保育所には、①地域子育て支援(子育て相談の実施、子育てサロン・サークルへの支援等々)を通じた児童虐待の発生予防、②児童虐待の早期発見、③児童相談所などへの通告・相談、④児童虐待が疑われる家庭などへの支援や見守りなどの役割を果たすことが期待されている。現在取り組まれている具体的な活動を以下に紹介する。

事例1 保育所が訪問育児相談、育児ヘルパーの派遣を行っている事例

母子保健推進委員を務めている保育所職員が家庭に訪問して育児相談を実施している。訪問してみると、相談だけでなく家事援助などの育児支援を求めるケースが多かったため、保育所が実施している育児ボランティア講座の修了生と連携して、育児ヘルパーを派遣する事業に取り組んでいる。児童虐待の発生を予防する取り組みとして有効と考えられる。

事例2 保育所が子育てサロン・サークル活動を支援している事例

親の自主的な子育てサークル・サロン活動に対して保育所が会場提供したり、運営上の相談に乗ったりすることで地域に活動が広がった。サークルやサロン活動によって親のストレスや不安が軽減され、また、参加者が地域の親子の様子に関心を持ち、見守り意識が芽生えるなど地域における児童虐待の予防に貢献している。

事例3 保育所から関係機関に対して連携を呼びかけた事例

身体的虐待が疑われる事例で、保育所から行政・保健センター・児童相談所に連絡を取り、連絡会の開催を保育所から呼びかけた。連絡会で関係機関が協議し、最終的には児童相談所が的確な判断・措置をすることにより大事に至らずに済んだ。

事例4 保育所が児童虐待を発見し、専門機関に通告(相談)した事例

保育所を利用している児童にやけどの痕を発見した。保護者の説明に不自然な点があったため、行政の保育担当者に相談したところ、母親の精神面で状態が良くないことが分かり、一時的に入院することとなった。その後、母親の健康状態は回復し、児童との関係も良好になった。

社協との連携

改正児童福祉法では、乳児院、児童養護施設に入所していた児童が退所した後のアフターケアを義務付けるとともに、市町村役場の児童相談窓口を一本化し、かつ要保護児童対策地域協議会(「市町村児童虐待防止ネットワーク」)の設置を推進することとしている。

このように地域が積極的に児童虐待防止に取り組むなかで、これまで関係が構築できていなかった保育所や児童養護施設などの施設長や職員を講師に招き、地域住民を対象とした研修会やセミナーを企画するなど、情報交換の機会を増やしていく必要がある。

また、社協が「市町村児童虐待防止ネットワーク」に参加することをきっかけに、地域福祉の観点から児童福祉施設との連携をコーディネートする活動も重要である。

児童虐待防止事業実施社協の活動一覧

利尻町社協 (北海道)

子育てサロンをきっかけに子育て支援の気運高まる

- 子育てサロンは、転入してくる世帯が多いことから、地域に相談する相手をつくること、親同士の交流を深める場となるよう配慮した。子育て支援の気運が高まり、ボランティアサークルの自主的な活動や子育て支援センターが子育て支援に取り組むようになってからは、参加者が内容や日程によって他の事業と選択して参加できるようにした。運営にあたっては、子育て支援センター、保健師、保育士に協力いただいた。
- 児童虐待に対して関係機関が共同して対応できる環境をつくることを目的に、教員、保育士、保健師、教育委員会、子育て支援センター職員を対象に学習会を実施。参加者の資質向上を図った。

八戸市社協 (青森県)

市社協と地区社協が役割分担して研修事業実施

- 子育てサロンは、地区社協の事業として位置づけ、各地区で立ち上げを行った結果、公民館や児童館を会場として18か所での実施を行うことができた。地区内のボランティア等住民に多数参加してもらうよう配慮し、主任児童委員、民生委員・児童委員、保育所関係者や県が任命している子育てメイト等に協力を依頼した。
- 地域での研修会の開催にあたっては、関係機関の役割分担を明確にした。講師依頼を市社協、会場の手配や設営を地区社協、広報および宣伝を地区社協・小学校のPTA・民児協等に依頼した。講演では、講師に対する個別相談を設けるなどの工夫をした結果、主任児童委員がケース検討会を開催する準備がすすんでおり、市社協も支援を行っていく。

十和田市社協 (青森県)

夏休み期間を利用して中高生の子育て体験

- 研修事業として、CAP(子どもへの暴力防止プログラム)を学ぶ参加型ワークショップを開催。参加者に子どもから信頼される大人が相談の受け手となること、子どもの権利を守るための対応などを学んだ。
- 子育て体験事業は、中高生を対象に夏休み期間を利用して実施。2年間で30名が参加した。中学生の受け入れは保育所に、高校生の受け入れは障害児通園施設に協力を得る。乳幼児に対する愛情を育んでもらう、また、個性を認めて子ども達と接することを学んでもらうことを目的とした。

黒石市社協
(青森県)

児童館を拠点に巡回訪問

- 子育て相談は、相談員として主任児童委員の協力を得た。開催日は月1回とし、市内の児童館を順次移動して実施。月に1度開催していることが子育て家庭に安心感をもってもらうことにつながっている。相談者は、児童館を使う母親クラブや小学生の母親が中心だが、子育てサロン開設後は未就学児の保護者からの相談も受けるようになった。
- 啓発用資料として、広報誌に虐待防止の啓発及び取り組み事例について写真と図表入りで掲載し、各戸に配付した。また、主任児童委員の役割、名前、連絡先、年間の子育て相談の日程を掲載したパンフレットを児童・生徒を通じて配付した。



訪問時に配布しているパンフレット

涌谷町社協
(宮城県)

イベント時に子育て相談を実施

- 社協が子育て支援として週1回開催しているイベント「エプロンおばさんと遊ぼう広場」の際に、社協が委嘱する相談員による子育て相談を実施。保護者同士の情報交換や悩みの解決の場となる効果もあった。社協の連絡会では、相談内容の傾向から、家族を巻き込んで育児支援を行う必要が認識された。
- 研修事業では、親子を対象にした手遊びやペープサート(紙人形劇)のイベントや未就学児の保護者を対象に「子育てを楽しもう!」というテーマの講演会を実施した。

柴田町社協
(宮城県)

「育児に関する意識調査」をもとに事業展開

- 社協に設置した連絡会で「育児に関する意識調査」を行い、その結果を踏まえて子育て中の保護者や民生委員・児童委員を対象とした研修会を企画。調査票の設計にあたっては、町民児協と地元大学の助教授の協力を得る。調査票の配付には、民生委員・児童委員の協力を得た。調査結果は、研修事業を通じて公表をした。
- 子育てボランティアの育成にあたっては、「子育て支援『子育てサロン』ボランティア養成講座」を実施。地域の子育ての現状を踏まえながら子育てサロンの立ち上げにつなげることができるよう、子どもの心身の発達、親業(保育について)、レクリエーションの実技と実習、理想のサロンについて考えるワークショップを内容とした。講座の修了生は、子育てサロンを立ち上げるなど、地域の子育てを支援していくこととなった。

山形市社協
(山形県)

子育てサロンの担い手、社協で養成

- 「子育て支援ボランティア講座」を開催し、子育てサロンの担い手を養成。受講生が地域で民生委員・児童委員や主任児童委員と協力した結果、10地区14か所のサロン活動が始まった。「子育て父親サロン」「障害児サロン」といったメニューの工夫も行われている。
- 高校生の子育て体験を「高校生子育てボランティア」の名称で、子育ての意欲を高めるための意識啓発の活動と位置づけて実施。3日間のプログラムで、初日に育児サークル運営者を講師として、子どもの発達に応じた接し方を学んでもらい、2日目には、保育所で、オムツの取替えや本の読み聞かせ等実際に園児と接してもらった。3日目は実習としてサロン活動に参加してもらった。



子育て支援ボランティア養成講座の案内

櫛引町社協
(山形県)

世代間の育児観を埋めるための講座を開催

- 母親、祖母の育児観の違いにとらわれず育児ができるよう、しつけや生活リズム、食生活について学ぶことを目的とした「家庭教育学級」を実施。各世代の共通理解による子育てを家庭で行うことができる環境をつくった。
- 「あそびの会」として、未就園児と保護者が集まる場所を提供。乳幼児の遊びの紹介や、子どもの発達に関する講座なども行う。①町社協が毎週1回開催するもの、②3地区にある児童館で月1回開催するものを実施。事業のPRは、乳児健診の機会を活用し一人一人に呼びかけを行ったことで事業が町民に浸透した。自由参加の場なので、家族が集まりやすく、また、若い母親からの相談の場としても活用されている。

笠間市社協
(茨城県)

小学校向けの虐待防止「相談機関一覧」を作成

- 子育て支援・児童虐待防止に関する「相談機関一覧」を作成。児童虐待に関する相談を行っている県福祉センター、子育てサロンを主宰する市更生保護女性会、市家庭児童相談員等の連絡先(住所、氏名、電話番号)と、事業内容を掲載した。
- 社協が行っている心配ごと相談を通じて子どもからの相談を受けられる体制を整備。啓発用に、相談のフリーダイヤルの番号と社協名を入れたバッジを作成し、市内の全小中学生に配布し、周知を行った。



小中学生に配布したバッジ

千代田町社協
(群馬県)

児童館拠点に巡回訪問母親クラブを展開

- 地域で子どもを育てるという観点から、母親クラブの活動を展開。児童館を活動拠点に同館職員と協力し、子どもの家庭養育に関する研修活動や親子で参加できる読書会、芸術鑑賞、レクリエーション等を実施した。同クラブにより、地域と児童館のコーディネートが図られており。児童虐待の早期発見のための機能が期待されることから、メンバーの資質向上を図るようにしている。
- 子育てサロンは、2歳児とその母親を対象に児童センターで開催。保護者に遊びを通じたコミュニケーションにより、子どもの発達に重要な時期であることを認識してもらうことを考慮して、プログラムを構成した。

倉淵村社協
(群馬県)

福祉センターを子どもの遊び場、サロンとして利用

- 子どもや親子の居場所づくりとして、週5日、小学生以下の親子を対象に福祉センターのホールを利用した遊び場を提供した。また、1歳～3歳児とその保護者を対象に子育てサロンを実施。本の読み聞かせボランティアや主任児童委員の協力を得て運営した。また、平日に参加できない親子がいることから、土曜日にも実施した。
- 公園や児童館等の社会資源が未整備だったことから、親子で一緒に遊べる場所、保護者同士で交流できる場所、育児に起因するストレス解消の場づくりを実施。福祉センターやボランティアの協力を得て、本の読み聞かせ、リトミック教室、母親対象のカルチャー教室等を開設した。事業の実施にあたっては、チラシやポケットティッシュの配付を通じて、社協が児童虐待防止に取り組んでいることを周知した。



ポケットティッシュの図柄

日高市社協
(埼玉県)

子育てガイドマップを母親が作成

- 市内の子育てガイドマップ『楽育遊(らいくゆう)』を作成。編集スタッフは子育て中の母親を公募し、編集会議中は、社協のボランティアセンターに登録して



『楽育遊』の表紙と中扉

いる保育ボランティアに託児の協力を得た。公共施設、公園、食事やお出かけスポットの紹介に加え、妊娠から出産までの手続きや行事、育児関係のネットショップ、子どもと外出・旅行する際に必要なものについても掲載した。保育所等を通じて保護者に配布したほか、母子健康手帳交付窓口、乳児健診時にも配付した。

川越市社協 (埼玉県)

「社協だより」を活用した啓発事業の実施

- 社協だよりに児童虐待防止に対する相談窓口の案内や研修事業の案内を掲載。記事を掲載し、住民への啓発を実施した。
- 講演や研修事業の参加対象は、住民中心。具体的には育児不安や児童虐待の内容について理解を深め、親のサポートの方法を学ぶ講演会、児童虐待の発生子防、早期発見、対応について児童虐待防止に取り組んでいる団体の協力を得て理解促進を図るものを実施。事業実施の周知にあたっては、市のPTA連合会や私立幼稚園協会等に協力を得た。

練馬区社協 (東京都)

地域の課題として児童虐待問題を捉える

- 児童虐待問題を地域の課題としてとらえるために、4回連続で行う「地域市民講座」で取りあげた。スクールカウンセラーを招いての思春期の子どもを理解するための講座や子育て中の親や子どもが地域で孤立しないよう、主任児童委員、ボランティア、ファミリーサポートセンター援助会員等が参加し、子育てを地域で支援していく方法についてグループワーク等を通じて検討した。
- 区が行っている「児童虐待防止マニュアル」作成の協議会・専門部会に社協も参加。並行して社協のボランティアセンターでは、区の地域事情に応じたネットワークの作り方や教育機関関係者等を交えた連絡会の開催を検討した。

中野区社協 (東京都)

子育て体験を児童館、保育所で実施

- 中・高生、大学生、社会人を対象に子育て体験(保育ボランティア講座)を児童館、保育所、社会福祉会館で実施。保育ボランティアに望まれていること、乳幼児期・学童期のケア、親の支援方法、親との情報交換を内容とした。講師には、カウンセラーや子育て支援を行っている地域のNPO法人を招いた。
- 民生委員・児童委員と連携した訪問活動、ボランティア、社協職員、ファミリーサポートセンター職員を相談員とする子育て相談を実施。訪問活動では、育児相談関係機関の情報提供も行った。問題や相談内容の回答にあたっては、子育てサロンを運営しているボランティアグループや子ども家庭支援センター、児童館の協力を得た。

安塚町社協
(新潟県)

フリースクールを社会資源として活用

- 子育て相談は、民生委員・児童委員とカウンセラーが相談役となった。カウンセラーは、社協が運営しているフリースクール「やすづか自由学園」に協力を得た。事業の実施にあたっては、町内無線による広報を行った。フリースクールには、全体の事業を通じて、子育て家庭の精神的なリフレッシュや親子ふれあい事業を促進するために連携を図った。
- 自然に恵まれた環境を活かし、親子交流事業を年間を通して実施した。また、子育て家庭の精神的リフレッシュや親子のスキー教室、キャンドルロードづくり、そば打ち体験といった交流活動を、民生委員・児童委員、社協職員、地域ボランティアが指導者となって、年間を通じて実施した。

柳田村社協
(石川県)

老人福祉センターで子育てサロン

- 子育てサロン「すくすく育児サロン」を実施。保健師や主任児童員、保育所に事業運営の協力をいただく。会場に老人福祉センターの集会室を利用したことにより、高齢者と親子との交流も促進された。サロンでは父親と子どもを対象にした「パパ講座」も実施。父親にサロン活動を知ってもらうきっかけとなり、夜泣きの対応など具体的な相談もだされるようになった。
- 民生委員・児童委員による訪問活動を通じた訪問調査、主任児童委員等による子育て相談を実施。不登校の児童がいること、民生委員・児童委員の役割が知られていないこと、子育て支援や相談機関等社会資源が不足している状況を把握した。

甲府市社協
(山梨県)

保育園、幼稚園のイベント時に子育て相談

- 子育て相談は、保育園や幼稚園の行事開催にあわせて相談コーナーを設ける形で実施。相談員には、住民の自治会活動組織である「愛育会」、地域福祉活動推進員、保健師等の協力を得る。回答が困難な相談については、行政や保健センター、小児科のカウンセラー、保育所に協力を仰いだ。
- 民生委員・児童委員、地区社協役員、地域福祉活動推進員による子育て家庭訪問として、新生児がいる世帯への訪問活動と小学生の家庭を対象とした訪問を実施。新生児がいる世帯への訪問活動は、初回訪問時に子育て支援のチラシ、パンフレットを渡した。以後の訪問では、子育てについて様子を聞くと共に、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の活動や地区社協の役割を知ってもらうよう、その活動内容のPRを行った。

**名古屋市
昭和区社協**
(愛知県)

NPOと協働して子育てサロンを実施

- 地域のNPOと協働した子育てサロン活動を実施。会場には、社協が運営する在宅サービスセンターの研修室と和室を利用した。とくにプログラムは設けていないが、参加者からのアンケートで要望があった季節ごとのイベントを取り入れた。活動の状況は、サロンの通信やNPOのホームページ(<http://www.furian.com/saron/index.html>)で紹介した。事業を通じて子育てグループ、保健所、保育所等関係機関とのネットワークがつくられた。

飯高町社協
(三重県)

デイサービス事業を通じて、子育て支援の必要性を啓発

- 社協が実施しているサテライト型デイサービス事業を通じて、高齢者に社協の子育て相談事業や地域における子育て支援の必要性を理解していただいた。子どもとの交流行事として、しめ縄づくりや芋掘、焼き芋づくりを実施。行事の実施にあたっては、町が実施している「子育てを楽しむ会」に参加している親の協力を得た。
- 相談活動は、電話相談、子育てサロン開催時、乳幼児健診時に実施。相談員は、主任児童委員、民生委員・児童委員、保育所の元園長、保健師の協力を得た。相談窓口があるということで、住民に安心感をもって利用してもらうことができた。

多度町社協
(三重県)

連絡会で「子育て応援マップ」を作成

- 子育て支援に関わる情報及び子育て中の方々のニーズを、社協に設置した児童虐待防止連絡会(子育て支援連絡会)で集約し、「子育て応援マップ」としてまとめた。マップには、保育所やファミリーサポートセンターといった子育て支援関係機関の所在地と電話番号を記載した地図と各機関が行っている事業を簡略に示した説明を掲載。町内の関係施設や乳児健診時を利用して配付した。

菟野町社協
(三重県)

「子育てキーパーソン」「子育てサポーター」を養成

- 子育ての楽しさや素晴らしさを広めていただく「子育てキーパーソン」、子育て支援に携わる「子育てサポーター」を養成。受講者の協力を得て子育てサロンの立ち上げおよび運営を行った。

明和町社協
(三重県)

小学生のイラストを活用した 電話相談の連絡先カードの配布

- 小中学生に電話相談(いのちの電話、子どものこころの相談室、子ども家庭相談)の連絡先を書いたカードを配布。カードのイラストは、小中学校を通じて社協に設置した児童虐待防止連絡会として募集を行った中から採用した。
- 親子で気軽に出かけることができる場所がわからないという意見を踏まえ、民生委員・児童委員の訪問活動や健診時を通じて、町内で最も大きな子育てサークルのイベント案内を配布し、事業への参加促進を図った。同サークルが実施した託児付のイベント「お母さんのホットタイム」(社協、民児協と共同実施)や運動会、バザーを通じて、親のリフレッシュや情報交換、子どもの交流のきっかけをつくることができた。



小学生のイラストを採用したカード

小俣町社協
(三重県)

子育てサロンで子育てボランティア体験を実施

- 子育てサロンを中心に事業を実施。民生委員・児童委員には、未就学児のいる家庭に対して、社協が実施する子育てサロンへの参加呼びかけを行ってもらう。また、高校生を対象とした子育てボランティア体験も子育てサロンで実施した。サロンは、町全域を対象に社協が企画を提供するプログラム型のサロンと、子育て中の親子が中心になって居場所提供を行う小地域でのサロンを実施。小地域でのサロンは、場所の確保、広報については社協が支援した。事業実施にあたっては、町民児協、地域子育て支援センター、子育て支援ボランティアの協力を得た。
- 地域での子育て支援に対する理解を促進するために、地域のキーマンとなる自治会の区長、民生委員・児童委員、社協協力員、ボランティアを対象とした地区別の会議(社協協力会)を実施。児童虐待に至るメカニズムを説明することにより、地域での見守りが重要であることを理解いただいた。

高槻市社協
(大阪府)

お父さんと子どものふれあいイベントを実施

- 育児への父親の参加および意識の向上を目的にイベント「ちびっこ集まれ～お父さん出番ですよ」を小学校を会場に開催。父親と子どもが飯盒炊さんや一緒に遊ぶことを通じて、ふれあいの場とした。
- 啓発事業として、地区の福祉委員会で『地域で子育て支援』と題した啓発用のリーフレットを作成。地域での子育て支援の必要性や父親、母親、子どもそれぞれにどのような支援が必要とされているかをイラスト等を使って解説。子育て相談・支援機関の連絡先および相談内容も掲載した。

吹田市社協
(大阪府)

育児に必要な情報を母親から収集

- 子育て支援パンフレット『すいた子育て支援情報 きらきら』を作成。子育て中の母親に集ってもらい、育児に困ったときにどんな情報が欲しかったか、また、パンフレットはどういった場所で必要となるか、意見をもらい、反映した。掲載内容は、友達づくりのための子育てサークル、交流の場としての子育てサロン、講座や相談を行っている子育て支援グループ、相談を中心とした子育て支援機関の活動(事業)内容、連絡先、開設時間等を掲載。市内各公民館や4か月健診を実施している病院等に配付を依頼した。
- 子育てサロンは、会場提供と広報を地区福祉委員会に依頼し、16地区で実施。主任児童委員、民生委員・児童委員、保健師の協力を得た。母親同士の交流と仲間づくりを目的においた。



『すいた子育て支援情報』(一部)

姫路市社協
(兵庫県)

相談事業を関係機関・団体の協力で実施

- 相談事業を社協の支部で実施。民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会、婦人会、子育て経験者などの支部ボランティア、幼稚園教諭、保健師等の協力を得る。他地域から転入してくる家庭も多く身近に相談できる相手がいない母親が多いことから、相談は子育てサロン開催時に受け付けることとし、身近な疑問や相談を気軽にできるようにした。
- 子育てサロンは、8支部で実施。就学前の児童と保護者を対象とした。多くの参加が得られるよう、公民館や幼稚園といった身近な場所を会場とした。また、レクリエーションを取り入れ、初対面の親同士の緊張をほぐすことをこころがけた。開催案内は、町の掲示板や回覧版を利用し、地域住民に広く知ってもらう工夫をした。

西宮市社協
(兵庫県)

社協の子育て通信『あはは』による情報提供

- 子育てサロンは、県が推進している「まちの子育てひろば事業」と連携し、子育て支援の中心となっていた住民や民生委員・児童委員の協力を得て小学校区を単位に実施。社協の子育て通信『あはは』を発行し、各サロンに情報提供を行っている。通信は、各地区で実施されている子育て支援活動の紹介を中心に相談機関の案内や利用者を対象に行ったアンケート結果等を掲載した。

尾道市社協 (広島県)

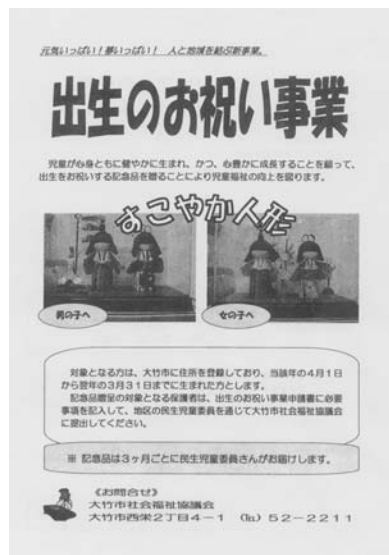
研修会で社協の子育て支援事業を充実

- 子育てサロンは、参加者のニーズから年齢別に開催する方式で実施。転入してきた世帯が仲間づくりをする場としても活用され、地域での日常的な交流のきっかけともなった。広報は、町内会組織や4ヶ月健診の会場、絵本を通じて親子のつながりをつくる「ブックスタート」の会場等で実施した。運営にあたっては、地区社協役員や、学童保育指導員、管理栄養士等の協力を得た。
- 研修会は、子どもの発達や心理等をテーマに5回シリーズで開催。また就学前の児童、小学生、保護者のそれぞれを対象にCAPプログラムによる研修会も行う。研修事業時に行ったアンケートを通じてニーズを把握し、子育てサロンの運営を工夫。社協主催のブックスタート事業から関係機関・団体のネットワークが生まれ、子育て支援を充実させた。

大竹市社協 (広島県)

社協から出生祝いを贈呈

- 出生のお祝い事業として民生委員・児童委員を通じてお祝いの人形を贈る事業を実施。贈呈時に民生委員・児童委員や社協の役割をPRした。申し込みは、各世帯から、地区担当の民生委員・児童委員に申請を行ってもらうこととし、行政等に広報のチラシや申請書を備えてもらった。
- 啓発資料としてパンフレット『のびのび子育て応援パンフレット』を配付。子育て支援の自主サークル、保育所、児童館等関係機関の連絡先と事業内容や、行政が実施する子育て支援サービスの内容や児童憲章、母子保健法、児童福祉法といった関係条文を「子どもはいろいろな宣言や法律で守られています」の見出しをつけて掲載した。



お祝い事業を周知するチラシ

観音寺市社協 (香川県)

保育園児と小学生が交流する 「きょうだいボランティア」を実施

- 小学生と保育園児がふれあうことを目的とした「きょうだいボランティア」を実施。参加者の最寄の保育所を訪問し、園児のお兄さんお姉さんの立場で接してもらう。申し込みは、小学校を通じて実施した。
- 子育て中の親を対象に、子どもの感情の理解や虐待の種類について学ぶ研修会を子育て中の親を対象に実施。若い親が参加しやすいよう夜間開催と託児所を設けたことで、多くの参加者を集めることができた。

三瓶町社協 (愛媛県)

地域住民、共働き世帯が交流できる場づくり

- 地域の児童数が減少していること、共働き世帯が多くなっていることから、子育て支援のポイントの把握および親子でふれあう場所づくりを目的にイベントを実施。親料理教室、ゲーム、バーベキュー等を行った。
- 訪問活動では、具体的な悩みをもつ家庭に対し、児童相談所、警察、保健師等の協力を得て解決にあたった。

(三瓶町社協は、平成16年4月明浜町社協、宇和町社協、野村町社協、城川町社協と合併、「西予市社協」新設)

方城町社協 (福岡県)

外国人が地域参加するきっかけづくりを子育てサロンで

- 外国人の親を対象とした子育てサロンを実施。日本語教室を兼ね、季節行事などを通じて、親同士、子ども同士の交流を深めた。また、託児を行った保育士と子ども、親との関係ができたことで、保育園との連携も図られた。本事業を通じて、自主サークルが立ち上がり、地域参加への取り組みが行われることとなった。
- 研修事業は、地元のNPOの協力を得て実施。子ども向けには、身の守り方やプライバシーの保護に就いて、大人向けには、虐待をするかもしれないという可能性や子どもの気持ちを理解する方法について学んでもらった。参加者を募るために、保育所や学校を通じて周知するとともに、社協だよりも広報を行った。



子育てサロンの案内

諫早市社協 (長崎県)

地区ごとに懇談会を開催して児童虐待の防止を啓発

- 子育ての機運情勢を図るため、地区ごとに福祉懇談会を実施。児童を巡る課題を理解してもらうように努めた。
- 子育てサロンは、民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティアの協力を得て実施。対象は6歳未満の児童と親とした。親子同士の交流の場、子育てに関する情報収集の場として活用されている。

生月町社協
(長崎県)

電話相談にフリーダイヤルを導入

- 主任児童委員を電話相談員とした「いきつき子どもなんでも相談」を実施。相談電話はフリーダイヤルとした。事業広報用のチラシには「プライバシーを厳守します」と記載し、安心して利用できるよう工夫した。
- 児童虐待について理解を深めることを目的に開催した研修事業は、①住民を対象としたもの、②関係者を対象としたものを実施。住民向けの研修は、心理相談員を講師に、臨床心理学の観点から親子のコミュニケーションについて学ぶことを目的とした。関係者向けの研修では、民生委員・児童委員、社協関係者、母子推進委員等を対象に、児童虐待に対する基礎知識の習得や事例研究を内容とした。

緒方町社協
(大分県)

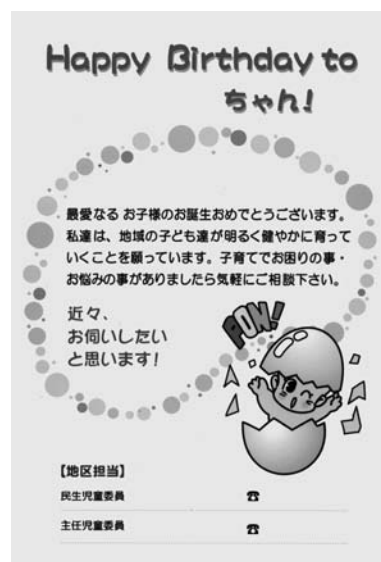
住民組織と保護者の交流を深める

- 子育てサロンでは、竹馬作りやカルタづくりを通じて民生委員・児童委員と小学生が顔見知りとなるように配慮した。会場には、小学校の図書室や調理室を提供してもらった。また、読み聞かせや育児支援ボランティア、食生活改善推進協議会、行政といった関係者・住民組織がプログラムに協力することにより、保護者との交流が深まった。

佐伯市社協
(大分県)

民生委員・児童委員の「おめでとうメール」を贈る

- 出生祝い事業として、新聞やケーブルテレビの情報を元にお祝いの言葉をハガキに書いた「おめでとうメール」を贈ってる。ハガキの到着を見計らって民生委員・児童委員及び主任児童委員による訪問活動を実施した。民生委員・児童委員、主任児童委員の役割を知ってもらう、訪問活動を受け入れてもらいやすくなるといった効果があった。また、訪問時には、家庭の状況等を聞き、そのデータを見守り支援のための「ベビー誕生見守りネット」に活用した。



おめでとうメール

加治木町社協
(鹿児島県)

子ども会と連携した子育て体験を実施

- 子育て体験では、小学生と中学生が毎月土曜日に保育所を訪問。実施にあたっては、地域の子ども会連絡会の協力を得た。
- 子育て家庭への訪問活動では、解決困難な相談内容について、福祉事務所、保健所、児童相談所等に協力を依頼した。

浦添市社協
(沖縄県)

子育て支援事業の意見を親モニターから収集

- 社協が実施する子育て支援活動の意見を聞くために、親モニターを公募。子育て支援パンフレットの内容について意見を聞いたり、民生委員・児童委員との意見交換の場を設けた。モニターの意見を参考に、子育て支援センターの利用者に対するアンケートの実施、小地域での子育て懇談会の開催をした。作成したパンフレットは、民生委員・児童委員による訪問活動時に配布するとともに、社協のホームページ (<http://www.normanet.ne.jp/~u-shakyo/>) でも閲覧できるようにした。



子育て支援パンフレット

児童虐待の防止に向けて 社会福祉協議会の実践

平成16年4月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル内

TEL 03-3581-7851 FAX 03-3581-7854 (総務部)

編集・取材協力 前田恵美 (EMI Research & Consulting)
印刷 第一資料印刷株式会社